

参議院では、火災、地震、テロ・風水害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめることを目的に、災害対策基本計画及び消防計画を策定しています。

地震その他の大規模災害が発生した場合は、通報連絡（情報）、初期消火、避難誘導、応急救護など、主として直後の災害応急対策業務を取りまとめた参議院災害対策実施規程（平成27年8月3日改定）及び参議院災害対策マニュアル（平成27年8月3日改定）に基づき対応が行われます。

首都直下地震対応参議院事務局等業務継続計画（BCP）は、首都直下地震により業務の継続を脅かすリスクが発生した場合においても、参議院が可能な限りその諸機能を維持し、必要な業務を継続するため、平成24年8月に策定されました。

BCPは、地震発生時の非常時優先業務の継続が迅速かつ確実になされるための短期的及び中期的取組を定め、地震発生直後の災害応急対策業務を取りまとめた参議院災害対策実施規程を補完し、両者は「車の両輪」として機能することとなります。

発災後速やかに参議院が院の機能を回復させ、業務を継続するためには、備蓄品の充実が不可欠であることから、現状では、議員、秘書を始め、参観者や傍聴者を含めた最大3,000人を想定し3日間分、約27,000食の非常用食料の他、非常用飲料水、簡易トイレその他生活支援品を備蓄しています。

平成27年11月のBCP改定で、業務継続に必要な備蓄を7日分と定めたことを受け、平成28年8月を目途に備蓄量の見直しを行うこととして設置された備蓄ワーキンググループの議論を踏まえ、必要な備蓄数を算出、約42,000食の非常用食料と飲料水、簡易トイレ他その他生活必需品の備蓄を計画的に進めているところです。

一方、7日分の備蓄品は、膨大な量となり、その保管場所に大きなスペースが必要となります。議事堂分館北側にある備蓄倉庫等、既存の備蓄スペースは現状の3日分の備蓄品でほぼ満杯であり、新たな備蓄スペースの確保が急務となっています。

また、備蓄品には使用期限があるため、期限後の処分も大きな課題となります。

このように用意周到な準備を行っていても被災の状況次第では、備蓄品供出の態勢が整うまで時間が掛かるリスクは排除できません。公助、共助の態勢が整うまで、とりあえずの状況をしのげるだけの食料や飲料水をロッカーや机の引き出しに備え置く等、自助の心構えも大事です。

BCPでは、勤務時間外に首都直下地震が発生した場合、参集要員として指定されている職員は、受傷しないような措置をしつつ、本人用の飲食物を可能な限り携行して参集することになるため、自宅においても非常用食料や飲料水、その他の備蓄を心掛けていただく必要があります。

万が一、業務の継続を脅かすリスクが発生したとしても、迅速かつ確実に非常時の行動ができるような対策を定めておくことはもちろんですが、総合防災訓練を始めとした訓練の実施で明らかになった問題点の改善、防災意識を持って職務に当たる心掛けなど、常日頃から災害対策の向上を図ることが重要です。これら一連の積み重ねが、発災時において、国会に求められる政治的措置が執れる環境の維持に資するものと考えられます。

さるや かつのり
 (猿谷 勝則・警務部警備第三課)